資料５

議題５　道路側溝の堆積土砂の撤去について（田原市提出）

市名	回答 （１）道路側溝の堆積土砂の対策・対応について
名古屋市	本市では、原因者が特定できる場合については、貴市同様に原因者に対応を求めています。 その他については、例年６月に行う全市一斉クリーンキャンペーンなど、自宅前の側溝について市民の皆さんに清掃をお願いしており、その際に出た土砂などの回収を市で行っています。 しかし、交通量が多い道路や、連続的に蓋が掛かっているなど個人での清掃が困難な箇所については、市の工事発注や直営作業などで対応しています。
豊橋市	豊橋市においても農地からの土砂流出は側溝の排水不良を引き起こす懸案事項としてとらえている。原因者が特定できるものについては個人指導を行うとともに、農業部門と協力することで土地改良、地元を巻き込んだ対応を検討しているところである。
岡崎市	道路側溝に堆積した土砂については、沿線住民等による地元清掃を基本とし、土砂の回収、土のう袋の配布及び蓋開け機の貸し出しは市で行っている。
一宮市	原因者が特定できる場合には、直接相手と面会して口頭での是正指導、不在等の場合は文書で指導します。原因者が明白に特定できなくても、周辺の土地利用等を確認した上で、想定される土地所有者へ、当該土地の土地利用の現状（畑であれば、道路へ畑土が流出しないよう土留がしてない状況を想定）を是正するよう指導し、最大限の原因究明を行います。それでも原因者を特定できない場合で、且つ一定の基準に達した場合、止むを得ないものとして市の方で業者に対し浚渫依頼を行います。
瀬戸市	通常は市で浚渫対応を行っているが、原因者が判明する場合は、原因者に対応するよう通知をしている。
半田市	原則、側溝の堆積土砂の撤去は市で行っている。ただし、土砂の流出先が明確である場合は、原因者へ流出防止等の対策や土砂の撤去依頼を行うが、要請に応じてもらえない場合は、市での実施を余儀なくされる。
春日井市	当市では、年に２回のクリーン大作戦（春季と秋季）により市民の方に道路側溝の土砂排除を実施していただいている。また土砂を市民の方に排除していただき、土のうに集めた土砂を市が回収するケースもある。個人では処理できない量の土砂排除については、業者に委託し、対応している。
豊川市	本課で浚渫の業者依頼をかけている。ただし、農地からの流入が確認できる場合は、農務課、土地改良区と連携しながら耕作者・土地所有者に連絡、流入しないようお願いしている。
津島市	当市も田原市と同様に原因者が特定できなくて、業者に修繕依頼をして土砂の撤去を行うことが多いです。土砂の撤去を行う基準としては、宅内などからの排水管の排水が流れない場合のみ行っております。
碧南市	・蓋のある箇所は、要望があったり職員が気づいた場合、市の依頼業者にて側溝清掃。（堆積１０ｃｍ程度以上） ・蓋のない箇所は、基本的に地区で行っている。残土は路肩に置いてもらい、乾いたら市の依頼業者にて回収処分。個人の場合も同様。 ・少量の場合、職員にて対応する時もある。 ・近年、公共下水道が進んでおり、以前にくらべ側溝は比較的きれいである。 ・市道における農地等からの流入は、蓋がある場合は個人では清掃が難しい為、苦情があれば市で対応している。残土が作土や砂の場合、地区もしくは地主へ相談し農地へ戻す場合はある。また、地主へ流入を防ぐ様、土留等の対応を依頼する場合も有る。
刈谷市	貴市と同様に、原因者が明らかな場合には原因者に対応を依頼しています。原因者が特定できない場合には、小規模であれば職員で清掃していますが、対応できない場合は業務を発注し、対応しています。
豊田市	土石採取事業など原因者が明確な場合は事業者に依頼、その他は基本的に地元自治区の環境美化等においての対応をお願いしているが、自治区で対応が困難な場合は、自治区からの申請により道路維持業務委託業者で対応している。
安城市	道路側溝に堆積する土砂につきましては、町内会の一斉清掃などにより、清掃にご協力をいただき、浚渫した土の回収、処分については、市が行っております。 また、交通量の多い市道の側溝、横断暗渠管や、大きな側溝等、町内会や個人による清掃が困難な個所につきましては、市が清掃を行っています。
西尾市	道路側溝の浚渫は地元町内会で対応していただくようお願いしているが、現場状況などから町内会ではやれないところは市で実施している。 他の要望も多いためすべては実施できなく、本市も苦慮している状態です。
蒲郡市	浚渫の要望があると現場確認を行い、堆積量が半分以上あると対応をしている。延長により、短いもの（概ね２０m程度）は市職員（現業員）で作業を行い、それ以上の延長の場合は業者対応としている。（年1～2本程度）。今のところ、要望が多く困っている状況ではない。
犬山市	基本的には町内会の活動で堆積土砂の撤去をお願いしているが、横断側溝部等、町内会では困難な箇所や、道路側溝の前面に人家がない箇所の堆積土砂撤去は地元要望書を提出いただき、市が対応する場合もある。
常滑市	原因者が特定できる場合は、原因者に依頼の通知を出しておりますが、原因者が特定できない場合は、業者委託及び市職員による土砂等の撤去を実施しております。
江南市	江南市の場合は、原因者が特定できる場合でも、個人に対応依頼を行っておりません。 堆積土砂の撤去については、市の作業員や業者に依頼し、浚渫作業を行っております。
小牧市	小牧市でも同様に原因者が特定できない場合は市で浚渫を行っています。 なお小牧市では簡易な浚渫はパトロール職員で対応しますが、そのほかは浚渫業者に業務委託しています。 側溝整備などの工事に伴い、土砂の流出が想定される場合は、地権者の了承を得て、民有地内に板柵等の簡易的な土留を設置することもあります。
稲沢市	蓋付き側溝の浚渫については市で対応しているが、オープン側溝の浚渫については地元行政区に依頼しており、基本的に市では対応していない。ただし、原因者が明らかな場合に、直接市から原因者に対応を要請することもある。
新城市	本市では、直営班による維持管理作業の中で対応をしております。
東海市	道路側溝の土砂堆積は、基本的に道路維持補修業務にて対応しており、現状として作業要望に追い付いているため、特別な対応はしていない。 原因者がはっきりしている場合は、土砂流出対策の通知依頼を出す場合がある。
大府市	・原因者が特定できているもの原因者に依頼し、不明のものは市で実施している。 ・管理桝については積極的に浚渫しているが、側溝は機能していない場合を除き、極力浚渫を行っていない。 ・個人等で浚渫した際に発生した土砂については、市に連絡が入れば回収を行っている。

議題５　道路側溝の堆積土砂の撤去について（田原市提出）

市名	回答 （１）道路側溝の堆積土砂の対策・対応について
知　多　市	田原市と同様の対応をしています。明らかに原因者が特定できる場合に関しては、対応依頼の通知を出しているが、原因者が特定できない場合は市で行っています。
知　立　市	側溝の堆積土砂につきましては、原則的には地域住民の皆様で清掃して頂くようお願いし、清掃により生じた残土は市にて回収を行っています。しかし、明らかに特定の原因がある場合には原因者へ浚渫を指導し、原因不明なもので排水阻害を引き起こしているものについては緊急的に市作業員もしくは業者委託で対応をします。
尾 張 旭 市	貴市同様、原則、原因者へ清掃を依頼するが、原因者不明の場合は市で清掃を実施する。
高　浜　市	道水路維持補修業務を、高浜市が出資する会社年間委託している 対応が遅れてしまう場合などは、別途工事発注
岩　倉　市	道路側溝の土砂堆積について、原因者が特定できる場合には、貴市と同様に対応依頼の通知を出している。原因者が特定できない場合、暗渠部分等、地元行政区等による側溝清掃では対応できないところについては堆積状況を確認の上、市の負担により清掃を実施している。
豊　明　市	市民からの要望により現地を確認し、機能の喪失等が認められれば、清掃作業を委託している。
日　進　市	田原市と同様に、農地、宅地開発事業地等から土砂であること等、原因者が特定できる場合は撤去指導を行っています。 原因者等が分からないもしくは自然に堆積した等による浚渫対応は原則作業員で対応しています。規模によっては業者発注を行っているケースもあります。
田　原　市	提案市
愛　西　市	幹線道路（１・２級路線）は市が浚渫を実施、それ以外の地域内道路は地元に浚渫をお願いしている。なお、地元実施により発生した浚渫土は市が回収、処分している。また地元で対応できない場合は、年度当初に要望をいただいたうえで必要に応じ市が浚渫を実施している。 市が浚渫を実施する場合は、蓋付きの側溝で土砂が１５センチメートル以上堆積していること、又は暗渠であることが条件となる。
清　須　市	基本は住民で撤去をお願いしている。撤去に必要な道具（蓋上げ機、スコップ、バール、土嚢袋等）は市から貸し出し、集めた土砂等は土嚢袋に入れて現場に集積し、後日市で回収処分している。土砂堆積箇所は、市街化調整区域で畑が集まっている場所に多い傾向があり、市街化区域については、東海豪雨の経験によるものか側溝清掃を地元町内会で行っている箇所が多いです。
北名古屋市	北名古屋市では堆積土７ｃｍ以上が作業実施ラインであると内規を定め、かつ個人要望より地域全体の要望である自治会要望を優先するなど、現地確認の上、優先順位をつけています。これにより作業量を過大にすることなく、要望の処理にあたっています。
弥　富　市	原因者が特定できる場合には、原因者に対応を依頼しているが、側溝の通水阻害が発生しており緊急性がある現場については必要に応じて市側で対応している。。
みよし市	貴市と同様に、原因者が特定できる場合には、原因者に対応を依頼していますが、原因者が特定できない場合は市で回収を行っています。なお、堆積土砂に対する具体的な対策は実施しておりません。
あ　ま　市	原因者が明らかな場合は、対応依頼の通知をしている。 そのほかの浚渫については、蓋上げ機の貸出し・土のう袋の配布をして個人の協力をお願いしている。 また、交通量が多く、作業に危険を伴う幹線道路や現場の状況次第では、業者への委託で対応している。
長久手市	対策については、原因者が特定できる場合は通知文の送付を行っています。 対応としては、軽微な浚渫の場合は、職員（機動班）で対応しており、広範囲にわたる場合は緊急維持修繕工事で対応しています。